

タイトル	国家賠償請求事件に関する市民説明会の開催について
------	--------------------------

いつ 実施日時・工期	令和6年5月26日（日）14時30分～
どこで 会場・開催地等	和光市民文化センター（サンアゼリア）小ホール
だれが 主催者・関係者	和光市
なにを 事業内容など	元職員の不祥事に係る国家賠償請求事件について和解が成立したため、市民説明会を開催する。
なぜ 目的・理由	和解が成立し、市が和解額を支払い本件に係る当事者間での手続きが完了したことについて、市民へ直接、説明を行うため。
どうした 経緯・経過	<p>東内京一元職員の横領ないし窃盗行為について、国家賠償法により、市が損害賠償の支払いを求められた訴訟について、令和5年和光市議会12月定例会での議案「損害賠償の額の決定と和解について」の議決を経て、令和5年12月22日付けで和解が成立した。令和6年1月9日、和解額4,870万円を支払い、本件に係る当事者間でのすべての手続きが完了した。</p> <p>また、市は、東内元職員に国家賠償法第1条第2項の故意又は重大な過失があったと判断し、令和6年1月29日に同項</p>

	の規定による求償権に基づく請求を行った。
金 額	—
そ の 他	市民説明会終了後、和光市役所 5 階 5 0 2 会議室で、記者会見を行います。
問い合わせ先 担 当 課	課 名 企画人権課 氏 名 中川 大 電 話 0 4 8 - 4 2 4 - 9 0 8 8